

神歯国保
jinsikokuh

70歳以上の前期高齢者の皆様へ 高額療養費の限度額が変わります

法律改正により、平成29年8月診療分から前期高齢者（70歳から75歳未満）の皆様の高額療養費の一月当たりの自己負担限度額が下表のとおり改正されます。

また、この一月当たりの自己負担限度額につきましては、2段階での改正が予定されており、平成30年8月診療分に再度改正がされますので、ご承知のほどよろしくお願いたします。

なお、70歳未満の被保険者の皆様につきましては、改正がございません。

〔高額療養費とは〕

療養の給付についての一部負担金の額が一定額（年齢や所得によって異なる）を超える場合等に、その超える額が支給される制度です。

一部負担金の額は、被保険者ごとに、暦月を単位とし、原則として病院、診療所、薬局ごとに算定されます。同一世帯内で同一の月に、それぞれの病院等での一部負担金の額が二万一千円、二〇〇円以上となる療養を複数受けた場合には、当該一部負担金等の合算額から自己

負担限度額を控除した額が支給されます

同一世帯で過去二箇月間に高額療養費が4回以上支給された場合は、4回目からは自己負担限度額が多数該当の額になります

人工透析や血友病（その他厚生労働大臣が定める疾病）など、高額な治療を長期的に継続する疾病につきましては、一部負担金の限度額が一万円（70歳未満の方で所得が一定以上ある方は二万円）となります

高額療養費の申請につきましては、当組合にレセプトが届きましたら該当となる世帯に「高額療養費支給申請書」をお送りいたしますので、必要書類を添え提出してください。また、入院等をされる時に

病院等に「国民健康保険限度額適用認定証」をご提示いただければ、高額療養費に該当する額を病院から直接当組合へ請求する制度もございますので、ご希望の場合には当組合までご連絡をお願いいたします。

監事監査行われる

平成28年度決算監査

平成28年度事業状況及び歳入歳出決算について、その執行状況を理事会に報告するための監事監査が、6月15日（木）午後3時より国保組合役員会議室にて行われた。

小澤理事長以下理事者から花村監事・高橋監事に対し、事業概要について説明の後、両監事の事務執行状況等の監

査があり、慎重審査の結果、意見は次のとおりでした。

平成29年6月15日、国保組合役員会議室において平成28年度の事業内容、歳入歳出決算書、財産目録及び諸帳簿並びに関係書類等を精密に監査したところ、適法かつ正確であることを認めます。

職員人事

〔退職〕

平成29年4月30日付

主事 鈴木 華

平成29年5月31日付

主事 山崎 茜

【70歳未満の被保険者】

平成27年1月診療分～（変更なし）			
所得要件 （旧ただし書所得）	区分	自己負担限度額	
			多数該当
901万円超	ア	252,600+（医療費-842,000）×1%	140,100
600万円超～901万円以下	イ	167,400+（医療費-558,000）×1%	93,000
210万円超～600万円以下	ウ	80,100+（医療費-267,000円）×1%	44,400
210万円以下	エ	57,600	44,400
住民税非課税世帯	オ	35,40	24,600

【前期高齢者（70歳～75歳未満）】

～平成29年7月診療分まで			
区分	個人単位 （外来のみ）	世帯単位（入院を含む）	
			多数該当
現役並み所得者	44,400	80,100+（医療費-267,000円）×1%	44,400
一般	12,000	44,400	—
低所得Ⅱ	8,000	24,600	—
低所得Ⅰ	8,000	15,000	—



平成29年8月～平成30年7月診療分まで			
区分	個人単位 （外来のみ）	世帯単位（入院を含む）	
			多数該当
現役並み所得者	57,600	80,100+（医療費-267,000円）×1%	44,400
一般	14,000 年間限度額 144,000	57,600	44,400
低所得Ⅱ	8,000	24,600	—
低所得Ⅰ	8,000	15,000	—

- ・現役並み所得者 課税所得が145万円以上の者
- ・低所得者Ⅱ 市県民税非課税世帯に属する者
- ・低所得者Ⅰ 市県民税非課税世帯で、世帯員の各所得がいずれも0円である者
- ・一般 上記以外の者